

国の第 12 次職業能力開発基本計画の県計画への反映状況

[国] 第 12 次職業能力開発基本計画の概要		[兵庫県] 第 12 次職業能力開発計画における記載	
今後求められるスキルの変化に対応した戦略的な職業能力開発支援の推進			
産業界や地域、成長分野等において求められる人材ニーズを的確に把握し、デジタル技術の進展等経済社会の動きや労働者の希望に応じた労働移動もキャリアアップの選択肢の 1 つであること等も考慮しつつ、効果的な職業能力開発を推進する			
①中央・地域職業能力開発促進協議会の強化、産官学連携のもと地域のニーズ等を踏まえた訓練機会の創出等 ②戦略分野等について関連の産業界と協働した職業訓練や業界団体の取組の支援、当該分野等の教育訓練給付金指定講座の拡大 ③ハローワークでキャリアコンサルティング、スキル向上、職業紹介までの切れ目ない支援サービスを実施 ④職業能力開発に関連する情報や制度に対するアクセス性の向上に向けた申請手続のオンライン化の推進 ⑤職業能力開発の各種支援策について、処遇向上等の成果の把握を通じて効果検証を行い、見直し等を推進 ⑥リスクリングを促進する国民運動の推進、労使協働の取組の促進		①兵庫県地域職業能力開発促進協議会との連携を記載（第 4 章 1 (1)） 地域のニーズに合わせた職業能力開発の推進を記載（第 3 章 5 (1)ア） ②産業界との連携を記載（第 4 章 1 (2)） 教育訓練給付金の活用促進について記載（第 3 章 2 (1)） ③「キャリア形成・リスクリング支援センター」の活用を記載（第 3 章 2 (1)） ④情報発信力向上の取組について記載（第 4 章 2） ⑤職業能力開発施策の進捗管理について記載（第 4 章 3） ⑥学び直し、キャリアアップ支援を記載（第 3 章 2 (1)） 労使協働について記載（第 3 章 2 (2)）	
労働市場でのスキル等の見える化の促進			
労働市場の需給調整機能を高め、職務に必要なスキル等の情報や企業の職業能力開発の情報の「見える化」を進めることで、人材育成の取組や処遇向上等を図ることができる基盤を整備する			
①職業情報提供サイト（job tag）の能力向上や処遇向上、戦略分野等のキャリアラダーに係る情報等の充実 ②支援策に関する情報の連携・一体化を進め、包括的で利便性の高いプラットフォームを構築するとともに、当プラットフォームを通じた申請手続のデジタル化 ③技能検定、認定社内検定、団体等検定の整備・活用促進、スキル標準の企業導入の促進 ④企業による職業能力開発の効果的な情報発信の進め方の検討		①国の職業情報提供サイトである「job tag」の活用促進を記載（第 3 章 4 (3)） ②プラットフォームの普及啓発について記載（第 3 章 2 (2)） ③技能検定の普及・活用促進について記載（第 3 章 4 (1)） スキル標準導入の普及啓発について記載（第 3 章 4 (3)） ④企業等の人材育成方針に沿った従業員のキャリア形成について記載（第 3 章 2 (1)）	
個人のキャリア形成と職業能力開発支援の充実			
労働者個人が労働市場や会社の状況、自分の能力を適切に把握し、キャリアの目標を定め自律的に能力開発を行うことができるよう、キャリア形成の伴走支援や個人の能力開発支援の環境を整備する			
①キャリアコンサルティング機会の拡充、セルフ・キャリアドックの導入促進 ②キャリアコンサルタントの専門性向上、キャリアコンサルタントの活用促進に向けた理解促進の取組 ③夜間・休日、オンラインで受講できる教育訓練給付金指定講座の拡大や教育訓練休暇制度等の普及促進		①②「キャリア形成・リスクリング支援センター」の活用促進を記載（第 3 章 2 (1)） ③教育訓練給付金や教育訓練休暇給付金の活用促進を記載（第 3 章 2 (1)）	
企業の職業能力開発への支援の充実			
企業の職業能力開発機会を充実させるとともに、能力開発の成果を労働生産性の向上に結び付ける人事制度等の仕組みの整備やD Xを推進する人材の育成、中小企業の能力開発の支援等を推進する			
①事業内職業能力開発計画や職業能力開推進者について、その機能が効果的に発揮されるよう支援 ②生産性向上人材育成支援センター等により、経営者等への伴走支援を推進 ③公的職業訓練や人材開発支援助成金等におけるD X推進人材の育成やデジタルリテラシー向上支援 ④産業・地域単位で複数企業が共同で人材育成を行う効果的な仕組みの検討		①事業内職業能力開発計画の作成及び職業能力開発推進者の選任について記載（第 3 章 2 (2)） ②生産性向上人材育成支援センターの活用を記載（第 3 章 2 (2)） ③施設内訓練におけるデジタル人材の裾野の拡大について記載（第 3 章 1 (1)） 在職者訓練におけるデジタル人材の育成について記載（第 3 章 2 (2)） ④「共同・共有化」について記載（第 3 章 5 (4)）	
多様な労働者の能力発揮に向けた職業能力開発の推進			
多様な労働者（非正規雇用労働者、中高年労働者、若者、女性、障害者、就職やキャリアアップに特別な支援を要する者、外国人、現場人材）の職業能力開発に係る支援を実施する			
①非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の全国展開等 ②中高年労働者に対する実務経験を積む機会の確保、キャリア形成・リスクリング支援センターでの支援等 ③在学段階からのキャリアについての相談機会の提供、ユースエール認定制度の活用促進等 ④育児等により離職した方が再就職ができるよう、職業能力開発機会の提供や託児サービス付きの訓練の設定等 ⑤障害者や企業のニーズに応じた職業訓練、障害者職業訓練のノウハウの一般校への共有、定着支援の強化等 ⑥就職氷河期世代等に対するリスクリング支援や職業的自立に向けた支援等の実施 ⑦育成就労制度の円滑な施行に向けた取組等 ⑧業界毎のキャリアラダーの整備、現場人材を含め生産性向上のための在職者訓練等の積極的な推進等		①非正規雇用労働者が受講しやすい訓練等の実施について記載（第 3 章 3 (1)ア） ②中高年者向け訓練の実施や就職サポート等について記載（第 3 章 3 (1)エ） ③段階に応じた切れ目のないキャリア教育の実施について記載（第 3 章 2 (3)） ④出産・育児により退職した方向けの訓練実施や託児所サービス等について記載（第 3 章 3 (1)イ） ⑤個々の特性に配慮した訓練やデジタル能力向上訓練の実施、職場定着支援等について記載（第 3 章 3 (1)オ） ⑥就職氷河期世代等に対する支援を記載（第 3 章 3 (1)ア） ⑦育成就労制度の開始に向け外国人技能検定の円滑な実施について記載（第 3 章 3 (1)カ） ⑧スキル標準の導入啓発について記載（第 3 章 4 (3)） 在職者に対するデジタル人材育成訓練の実施について記載（第 3 章 2 (2)）	
技能五輪国際大会を契機とした技能の振興			
技能労働者の人材育成の取組や技能五輪国際大会を契機とした技能尊重の機運醸成等を図る			
①中央・都道府県職業能力開発協会との緊密な連携による着実な技能検定の実施、技能五輪国際大会に出場する選手の競技力強化、技能競技大会等の実施を通じた技能振興の取組を推進 ②「卓越した技能者の表彰」制度の普及促進、業界団体等における表彰・評価等の活動を促進、「ものづくりマイスター」による実践的な実技指導やものづくりの魅力を伝える取組の推進 ③若手の技能人材等の確保・育成のため、地域の技能士・業界団体等の連携による人材育成の体制の整備		①兵庫県職業能力開発協会との連携による技能検定の普及活用促進、技能競技大会への派遣支援について記載（第 3 章 4 (1)） ②「卓越した技能者の表彰」制度への推薦や県の表彰制度による技能尊重気運の醸成、ものづくり体験機会の創出について記載（第 3 章 4 (2)） ③「ひょうごの匠」によるものづくり体験事業の実施や技能士団体等との連携による技能グランプリ＆フェスタの実施によるものづくり体験機会の提供及び職業意識の醸成について記載（第 3 章 4 (3)）	